

食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

農産物の残留農薬事故や産地偽装事件、事故米事件など食の安心・安全を揺るがす事故や事件が後を絶たない。

また、消費者の大半がその安全性に不安を抱いているGM（遺伝子組み換え）作物や食品の義務表示対象は、大豆、とうもろこし等の7種類の農産物と32の加工食品群に限られており、GM由来の輸入原料から製造される多くの加工食品（醤油、油など）は義務表示の対象外とされている。GM表示義務対象外の加工食品を製造する業界や畜産業界（飼料）において、非GM食料からGM不分別のものに切り替える動きが消費者に明らかにされないまま水面下で加速している現状は、消費者の視点に立った食品表示制度とは逆行している。

さらに、体細胞クローン家畜由来食品について、食品安全委員会は、死産及び肥育期の病死の異常な多発原因とその影響について何ら説明もせず、生体を実質的同等とみなし、安全性について「問題なし」とする評価をまとめた。受精卵クローン家畜由来食品はすでに流通が開始されているが、クローン家畜由来商品である旨を表示することは任意表示であるため、消費者は品質を選択する判断基準がないままに購入している現状がある。

このような事態に対して、「生命」の基本となる食料自給率を向上し、食の安心・安全を回復するためには、消費者が知る権利に基づいて、消費者の視点を最優先とした農林水産行政に改革しなければならない。

よって、国会及び政府においては、食品表示制度の抜本的改正のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 加工食品の生産過程や流通経路を明らかにすること（トレーサビリティ）と食料原産地の表示を義務化すること。
- 2 全ての食品及び飼料へのGM表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）11月5日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道、改革維新の会所属議員全員